○環境省令第十四号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)の規定に基づき、 並びに同法を実施するため、 土壌

令和二年四月二日

汚染対策法施

行

|規則

の一部を改正する省令を次のように定める。

環境大臣 小泉進次郎

土壌汚染対策法施行規則の一 部を改正する省令

第一条 規定 次 \mathcal{O} 0 表により、 傍線を付した部 土壤汚染対策 改 正 分の 前 法施行規則 欄 ように改め、 に 掲げ る規定の 平 -成十四: 改 \mathcal{O} Ī 傍線を付 前 年環境省令第二十九号) 欄 及び改 した部分をこれに順次 Ē 後 欄に対応して掲げるその の 一 部を次 対応する改正 のように改正する。 標 後欄に 記 部 分 に二重 掲げる

傍線 を付 L た規 定 (以 下 「対象規定」 という。 は、 当該対象規定全体を改 Ē 後 欄 に 掲 げ るも \mathcal{O} \mathcal{O} ょ

を削 うに り、 改 8 改 改 正 正 後 欄に 前 欄 掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するも に掲げ る対象規定で改正後欄にこれ に対応するもの のを掲げてい を掲 げ Ć ない 1 な ŧ 1 \mathcal{O} ŧ は、 0) は、 これ これ を

新たに 追 加する。

(土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握 改 正 後 改 正 前

第三条 (略)

2 5 (略)

6 規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類 定等」という。)を行うものとする。 う区画の選定及び試料採取等(以下「試料採取等を行う区画の選 合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、 「試料採取等対象物質」という。)ごとに、次の各号に掲げる場 調査実施者は、 土壌汚染状況調査の対象地において、 試料採取等を行 第一 一項の (以下

染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛 状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合(土壌汚 状況調査の対象地の土壌の当該試料採取等対象物質による汚染 り、 第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)である場合であ 四条第三項第二号ロに規定する第二種特定有害物質(令第一条 土等に使用した土壌があると認められる場合を含む。) 土壌汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第 かつ、 第一項の規定により把握した情報により、 土壌汚染 第十

二 <u>•</u> 三 (略)

条の二に定める方法

(第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壌汚染のお

(土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握)

第三条 (略)

2 5 (略)

6 う区画の選定及び試料採取等(以下「試料採取等を行う区画の選 規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類 定等」という。)を行うものとする。 合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、試料採取等を行 「試料採取等対象物質」という。)ごとに、次の各号に掲げる場 調査実施者は、 土壌汚染状況調査の対象地において、 第二項 (以 下

り、 染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛 第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)である場合であ 四条第三項第二号ロに規定する第二種特定有害物質 状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合 状況調査の対象地の土壌の当該試料採取等対象物質による汚染 に定める方法 土等に使用した土壌があると認められる場合を含む。 土壌汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第 かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壌汚染 (令第一条 (土壌汚 同条

二 三 (略

(第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壌汚染の

それの分類

第三条の二 る土地 四条において「調査対象地」という。)を試料採取等対象物質ご により、 とに次に掲げる土地の区分に分類するものとする。 (以下次条) 土壌汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係 調査実施者は、 第六条、 前条第一項の規定により把握した情報 第八条、 第十条、 第十三条及び第十

含む。 の — 土壌」という。 有量基準に適合しない汚染状態にある土壌 いる旨の情報その他の情報により、土壌溶出量基準又は土壌含 物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されて 規定による点検が適切に行われることにより、 の際現に設置されているもの 定める基準に適合する有害物質使用特定施設 において事業の用に供されていない旨の情報、水質汚濁防止法 、昭和四十五年法律第百三十八号)第十二条の四の環境省令で 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場 部を改正する法律 (平成二十三年法律第七十一号) を除く。)において水質汚濁防止法第十四条第五項の が存在するおそれがないと認められる土地 (設置の工事がされているものを (以 下 (水質汚濁防止法 試料採取等対象 「基準不適合 の施行

(略)

(第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等を行う区画 [の選

第四条 略

定

それの分類

第三条の二 調査実施者は、 る土地 掲げる土地の区分に分類するものとする。 により、 て「調査対象地」という。)を試料採取等対象物質ごとに次に (以下次条、 土壌汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係 第八条、 前条第一 第十条、 項の規定により把握した情報 第十三条及び第十四条にお

_ <u>:</u> 象物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認され 法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十一号) において事業の用に供されていない旨の情報又は水質汚濁防止 合土壌」という。 含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌 ている旨の情報その他の情報により、土壌溶出量基準又は土壌 の規定による点検が適切に行われることにより、 を含む。)を除く。)において水質汚濁防止法第十四条第五 行の際現に設置されているもの で定める基準に適合する有害物質使用特定施設 法 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場 (昭和四十五年法律第百三十八号)第十二条の四の環境省令 (略 が存在するおそれがないと認められる土地 (設置の工事がされているもの (以 下 (水質汚濁防 試料採取等対 「基準不適 0) 項 正

定

(第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等を行う区画の

選

第四条 略

2 略

3 象とする。 調査実施者は、 次に掲げる単位区画について、試料採取等の対

(略)

区画を除く。 に定める単位区画 いて、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロ 前条第二号に掲げる土地を含む単位区画 以下「一部対象区画」という。 (前号に掲げる単位)がある場合にお

1

口 合の区分に応じ、 害物質」という。)である場合 定有害物質以外の特定有害物質の種類 有害物質」という。) 又は第一種特定有害物質及び第一 第二十四号に掲げる特定有害物質の種類(以下「第二種特定 第十三号、 試料採取等対象物質が令第一条第一号、 第十四号、 当該(1)又は(2)に定める単位区画 第二十号から第二十二号まで若しくは 次の(1) 又は(2) に掲げる場 (以下「第三種特定有 第二号、 第五号、

(1)(略)

(2)である場合 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が五以下 当該三十メートル格子内にある全ての 一部対

象区画

4

(第三条第六項第一号に掲げる場合の土地における土壌汚染状況

2 (略)

3 調査実施者は、 次に掲げる単位区画について、試料採取等の対

(略)

象とする。

区画を除く。以下「一部対象区画」 に定める単位区画 いて、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロ 前条第二号に掲げる土地を含む単位区画 という。 (前号に掲げる単位 がある場合にお

口 合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画 害物質」という。) である場合 定有害物質以外の特定有害物質の種類 有害物質」という。)又は第一種特定有害物質及び第二種特 第二十四号に掲げる特定有害物質の種類(以下「第二種特定 第十三号、第十四号、 試料採取等対象物質が令第一条第一号、 第二十号から第二十二号まで若しくは 次の (1) 又は(2) に掲げる場 (以下「第三種特定有 第二号、 第五号、

(1)

(略)

(2)ある場合 三十メートル格子内にある一部対象区画の数が五以下で 当該三十メートル格子内にあるすべのて一部対象

(略)

区画

4

(第三条第六項第一号に掲げる場合の土地における土壌汚染状況

調査)

を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。第十条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合における試料採取等

(略

区画 当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のう 項 子ごとに、 含まれない場合にあっては、 トル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が 分(以下「九百メートル格子」という。)のうち一の九百メー て九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部 象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行し の対象とすること。ただし、第四条第一項の規定により調査対 に係る単位区画のうちいずれか一区画)について、試料採取等 三十メートル格子(調査対象地が一の三十メートル格子内にあ トル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあっては を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画 る場合にあっては、当該三十メートル格子)の中心を含む単位 場合にあっては、当該三十メートル格子内にある調査対象地 第一号に係る対象地 調査対象地」という。)の最も離れた二つの単位区画を含む 調査実施者は、 (当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にな 当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画 土壌汚染状況調査の対象地のうち第三条第六 (以下この条及び第十四条の二において 調査対象地を含む九百メートル格 (当該三十メー

調査)

を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。第十条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合における試料採取等

(略)

これらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割され 二つの単位区画を含む三十メートル格子の中心を含む単位区画 て、 地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内に 中心を含む単位区画 条の二において「調査対象地」という。)の最も離れた二つの 項第一号に係る対象地 九百メートル格子ごとに、 ち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該一 たそれぞれの部分(以下「九百メートル格子」という。)のう 定により調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及び ある調査対象地に係る単位区画のうちいずれか一区画)につい トル格子内にある場合にあっては、 単位区画を含む三十メートル格子 合にあっては、 つの単位区画が含まれない場合にあっては、 (当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場 調査実施者は、 試料採取等の対象とすること。ただし、第四条第一項の規 当該三十メートル格子内にある調査対象地に係 土壌汚染状況調査の対象地のうち第三条第六 (当該三十メートル格子の中心が調査対象 (以下この条、 当該九百メートル格子の最も離れた (調査対象地が一の三十メー 当該三十メートル格子)の 第十三条の二及び第十四 調査対象地を含む

ちいずれか一区画)について、試料採取等の対象とすること。

三~六 (略)

2~4 (略)

5 第一項第六号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合にあっては、九百メートル格子内の調査対象地。以下第七項及び第八項において同じ。)の区域を当該試料採取等対象物であるときは、調査対象地(第一項第二号ただし書に規定する場合にあっては、九百メートル格子内の調査対象地。以下第一項及び第八項において同じ。)の区域を当該試料採取等において当該測定又量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

6~9 (略)

第十四条の二 (略)

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 実含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし 壊含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし 壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。ただし 壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

る単位区画のうちいずれか一区画)について、試料採取等の対

象とすること。

三~六 (略)

2~4 (略)

5 第一項第六号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地(第一項第二号ただし書に規定する場合にあっては、九百メートル格子内の調査対象地。以下二する場合にあっては、九百メートル格子内の調査対象地。以下二次取等対象物質について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなどは、調査対象地(第一項第二号ただし書に規定とは計項のがあるときは、調査対象地(第一項第二号ただし書に規定とは計項のが表述を当該にある土地とみなす。

6~9 (略)

第十四条の二 (略)

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 3 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 5 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 6 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 6 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 7 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 1 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 1 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 1 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 1 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象 2 前項の規定により表述によりませば、 3 前項の規定によりませば、 3 前項の規定はよりませば、 3 前項の規定によりませば、 3 前項の規定はよりませば、 3 前項の規定によりませば、 3 前項の規定はよりませば、 3 前項の規定によりませば、 3 前項のは、 3 前ののは、 3 前のの

態にある土地とみなす。 、当該区域のうち、第十条の二第一項若しくは第三項又は第十条 、当該区域のうち、第十条の二第一項者しない汚染状態が第九条第三項各号のいずれ 上壌の特定有害物質による汚染状態が第九条第三項各号に掲げるも の三第一項の規定による試料採取等の結果が前項各号に掲げるも

·二 (略)

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

提出しなければならない。

所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を第十六条 法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の

一~五 (略)

2 (略)

として利用されること。

「当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関もの」当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関
工場又は事業場(当該有害物質使用特定施設を設置していた

一·三 (略)

める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定当該各号に掲げる測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態の結果が前項各号に掲げるものに該当する単位区画にあっては、

·二 (略)

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認

提出しなければならない。
所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を第十六条 法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の

一~五 (略)

2 (略)

るするものとする。
るするものとする。
が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合にが次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に

二·三 (略)

4·5 (略)

の届出) (法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更

第十九条 (略)

場所を明らかにした図面を添付しなければならない。業場の敷地であった土地及び同項ただし書の確認を受けた土地の2 前項の届出書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の

規模)

変更にあっては、九百平方メートルとする。

変更にあっては、九百平方メートルとする。

変更にあっては、九百平方メートルとする。

変更にあっては、九百平方メートルとする。

変更にあっては、九百平方メートルとする。

変更にあっては、九百平方メートルとする。

変更にあっては、九百平方メートルとする。

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請

第四十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、当該申請に係

4·5 (略)

、法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更

の届出)

第十九条 (略)

業場の敷地であった土地及び同項ただし書の確認を受けた土地の2 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の

場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

規模)

二十二条 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方 土地を除く。) の土地の形質の変更にあっては、九百平方メート 上地を除く。) の土地の形質の変更にあっては、九百平方メート 土地を除く。) の土地の形質の変更にあっては、九百平方メート

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請

第四十六条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る

三条第四号の確認をするものとする。 臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第四十る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大

(施行管理方針に係る基準)

のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとお第四十九条の三 法第十二条第一項第一号の環境省令で定める基準

一 (略)

りとする。

同表下欄に掲げる施行方法とすること。 次の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ

る汚染状態	害物質によ	壌の特定有	三土地の土	<u> </u>	• (略			土地	の確認に係る	施行管理方針
			(略)		(鮥)	土地	号若しくは第二号に掲げる	い土地又は第三条の二第一	為等に由来するおそれがな	土地の土壌の汚染状態が人
			(略)		(略)				更の施行方法	土地の形質の変
る汚染	害物質	壌の特	三土地)	<u>·</u>			土地	の確認に	施行管理-

条第四号の確認をするものとする。が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第四十三土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣

(施行管理方針に係る基準)

りとする。 のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとお第四十九条の三 法第十二条第一項第一号の環境省令で定める基準

(略)

同表下欄に掲げる施行方法とすること。 一次の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ

三 土地の土 ま物質による汚染状態) (略	土地の確認に係るを指令では、
(略)	(略)	土地の土壌の汚染状態が人 為等に由来するおそれがな い土地又は第三条の二第一 号若しくは第二号に掲げる
(略)	(略)	土地の形質の変

<i>松</i>	5	2	第		2														
第二十二、形質が収を記載するもの	要措置区域等に	2~4 (各)	第五十八条 (略)	(台帳)	(略)	四 (略)	来する土地	の土壌に由	を除く。)	地(二の項	始された土	り造成が開	の事業によ	て又は干拓	による埋立	水面埋立法	以降に公有	年四月十日	が大正十一
第二十二、形質変更時要届出区域にあっては様式第二十三のとお項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式	要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事・・〜━ン																		
式第二十三のとお城にあっては様式	とも次に掲げる事																		
hh TT	5	2	第		2														
第二十二、形質変更時悪項を記載するものとし、	要措置区域等	2~4 (各)	第五十八条 (略)	(台帳)	(略)	四 (略)	する土地	土壌に由来	除く。)の	(二の項を	された土地	造成が開始	事業により	又は干拓の	よる埋立て	面埋立法に	から公有水	年四月十日	が大正十一
第二十二、形質変更時要届出区域にあっては様式第二十三のとお項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式	要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事。(『)																		

りとする。

一~十 (略)

埋め立てられている場所を除く。)に限る。)であって、 壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地 埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地 準に適合するもの 該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基 び令第一条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土 該土地の土壌の第一種特定有害物質、 日から昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による が埋め立てられている場所を除く。)又は大正十一年四月十 て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立 第三種特定有害物質及 (廃棄物が (廃棄物 (当 当

(略)

は干拓の事業により造成が開始された土地として次の要件のい質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又十二 埋立地管理区域(形質変更時要届出区域であって、当該形

りとする。

~十 (略)

ものをいう。)にあっては、その旨 なのをいう。)にあっては、その旨 なのであって、次の要件のいずれにも該当すると認められる おいであって、次の要件のいずれにも該当すると認められる 状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来す 質変更時要届出区域であって、当該形土 埋立地特例区域(形質変更時要届出区域であって、当該形

するもの 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合 られている場所を除く。)に限る。)であって、 基準及び土壌含有量基準に適合する土地 条第五号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量 土壌の第一種特定有害物質、 て又は干拓の事業により造成が開始された土地 ら昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立 め立てられている場所を除く。)又は大正十一年四月十日か て又は干拓の事業により造成が開始された土地 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋 第三種特定有害物質及び令第 (廃棄物が埋め立て (当該土地の (廃棄物が埋 当該土地の

(略)

口

は干拓の事業により造成が開始された土地として次の要件のい質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又十二埋立地管理区域(形質変更時要届出区域であって、当該形

8 \(\)
10 9 • 10 7 第五十九条の二 第五十九条の三 2 6 8 6 · 十三・十四 三 る。 れた表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメート ルまでの土壌を、 イ・ロ の旨 (掘削後調査の方法) (掘削前調査の方法) 指定調査機関は、 ずれかに該当すると認められるものをいう。)にあっては、 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面は、 指定解除要措置区域等に関する前項各号に掲げる図面 指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面 (略) (略) 略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略 同じ重量混合するものとする。 第五項第一号及び第二号の規定により採取さ 次のとおりとす そ 8 \ 10 9 • 10 8 7 第五十九条の二 第五十九条の三 2 6 十三・十四 三 た表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートル おりとする。 までの土壌を、 イ・ロ (掘削前調査の方法) 類 の旨 (掘削後調査の方法) ずれにも該当すると認められるものをいう。)にあっては、 指定調査機関は、前項第一号及び第二号の規定により採取され 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面及び書類は、 指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面及び書類 指定解除要措置区域等に関する前項各号に掲げる図面及び書 (略) (略) (略) 略) (略) (略) (略) (略) 同じ重量混合するものとする。 (略) (略 次のと そ

要	態にある土壌を当該要			態にある土壌を当該要	
状	溶出量を超える汚染状			溶出量を超える汚染状	
壤	チ 掘削された目標土壌			チ 掘削された目標土壌	
	イ~ト (略)			イ〜ト (略)	
	による除去	の除去		による除去	の除去
削 (略)	一 基準不適合土壌の掘削	五 土壌汚染	(略)	一 基準不適合土壌の掘削	五 土壌汚染
))
(略)	(略)	一~四(略	(略)	(略)	一~四(略
象となる事項		類	象となる事項		類
軽微な変更の対	事項	実施措置の種	軽微な変更の対	事項	実施措置の種
一条の四第四号関係)	(第三十六条の二第十三号、第三十六条の四第四号関係)	別表第七(第三十七	(の四第四号関係)	(第三十六条の二第十三号、第三十六条の四第四号関係)	別表第七(第三十
		一~七 (略)			一~七 (略)
		らない。			ならない。
次に掲げる書類及び図面を添付しなけばな		2 前項の届出書には、	iを添付しなければ	には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ	2 前項の届出書には、
		第六十四条 (略))	第六十四条 (略)
		場合の届出)			場合の届出)
ウ染土壌の搬出をした	のに必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした	(非常災害のために	土壌の搬出をした	(非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の搬出をした	(非常災害のた
		8・9 (略)			8・9 (略)
	それぞれ同じ重量混合するものとする。	それぞれ同じ重		それぞれ同じ重量混合するものとする。	、それぞれ同じ
された五点の土壌を、	は、前項の規定により採取された五点の土壌を、	7 指定調査機関は、	れた五点の土壌を	は、第五項の規定により採取された五点の土壌を	7 指定調査機関は、

る方法により土壌含有	含有量基準に適合する
染状態にある土壌にす	にする方法により土壌
有量基準に適合する汚	る汚染状態にある土壌
トの浄化により土壌含	壌含有量基準に適合す
戻す場合にあっては、	合にあっては、トの土
て浄化したもので埋め	したもので埋め戻す場
に設置した施設におい	した施設において浄化
壌を当該要措置区域内	該要措置区域内に設置
ない汚染状態にある土	染状態にある土壌を当
壌含有量基準に適合し	量基準に適合しない汚
方法又は掘削された土	は掘削された土壌含有
としたことを確認する	ことを確認する方法又
い汚染状態にある土壌	状態にある土壌とした
標土壌溶出量を超えな	溶出量を超えない汚染
壌にする方法により目	る方法により目標土壌
ない汚染状態にある土	染状態にある土壌にす
目標土壌溶出量を超え	壌溶出量を超えない汚
あっては、浄化により	あっては、トの目標土
もので埋め戻す場合に	もので埋め戻す場合に
施設において浄化した	施設において浄化した
措置区域内に設置した	措置区域内に設置した

		類			類
	実施措置の実施の方法	実施措置の種		実施措置の実施の方法	実施措置の種
	条関係)	別表第八(第四十条関係)		(第四十条関係)	別表第八(第四十
		斯			II)
(略)	(略)	七~十一((略)	略)	七~十一
	ル〜ナ (略)			ル〜ナ (略)	
	結果				
	のであることを確認した			あることを確認した結果	
	その他の要件を備えたも			他の要件を備えたもので	
	ヌ 覆いが遮断の効力及び			ヌ 覆いが遮断の効力その	
	チ・リ (略)			チ・リ (略)	
	した結果			結果	
	たものであることを確認			のであることを確認した	
	及びその他の要件を備え			その他の要件を備えたも	
	ト 仕切設備が遮断の効力	じ込め		ト 仕切設備が遮断の効力	じ込め
(略)	イ〜〜 (略)	六 遮断工封	(略)	イ〜〜 (略)	六 遮断工封
	二(略)			二 (略)	
	ことを確認する方法			法	
	状態にある土壌とした			したことを確認する方	
	量基準に適合する汚染			汚染状態にある土壌と	

状にによ	てw=雪右	ニュイ シ シ ン ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	防止 拡大の 二 透) (略 (略)
状態にする場合にあっては、当該地下水により、目標地下水濃度を超えない汚染において、特定有害物質を分解する方法より汚染された地下水を通過させる過程	ていないことを確認するとともに、ハに地下水汚染が当該土地の区域外に拡大し果、目標地下水濃度を超える汚染状態の環境大臣が定める方法により測定した結有害物質の量を、第六条第二項第二号の	水を採取し、当該地下水に含まれる特定井を設け、一年に四回以上定期的に地下あると認められる範囲であって、基準不あると認められる範囲であって、基準不為と認められる範囲であって、基準不会設け、一年に四回以上定期的に地下、決計が、一年に四回以上定期的に地下、基準不可以が、一、(略)	拡大の防止透過性地下水浄化壁による地下水汚染の(略)	

		此(四 ツ ツ 地下水 の 拡大 の 略 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
状態にする場合にあっては、当該地下水により、目標地下水濃度を超えない汚染において、特定有害物質を分解する方法において、特定有害物質を分解する方法においことを確認するとともに、ハに地下水を通過させる過程	地下水汚染が省変と也り区域外に広大し地下水汚染が省変と也り区域外に広大し地で大を採取し、当該地下水に含まれる特定では一大を採取し、当該地下水に含まれる特定では一大を採取し、当該地下水に含まれる特定では、一年に四回以上定期的に地下、大売やが省変と地下水である範囲の周縁の地点に観測	あると認められる範囲であって、基準不 ニ 当該土地の目標地下水濃度を超える汚 ない (略)	二 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の一 (略)

様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)	様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)
西 (略)	五~十一 (略)
ホ (略)	ホ (略)
トルを超えてはならない。	メートルを超えてはならない。
隣り合う観測井の間の距離は、三十メー	て、隣り合う観測井の間の距離は、三十
とを確認すること。この場合において、	いことを確認すること。この場合におい
が当該土地の区域外に拡大していないこ	汚染が当該土地の区域外に拡大していな
下水基準を超える汚染状態の地下水汚染	下水基準に適合しない汚染状態の地下水
臣が定める方法により測定した結果、	臣が定める方法により測定した結果、地
物の量を、第六条第二項第二号の環境大	物の量を、第六条第二項第二号の環境大
に含まれる当該特定有害物質の分解生成	に含まれる当該特定有害物質の分解生成

土奥の形質の変更の対象とたる土地の面 結及が当級土地の形質の変更に係る部分の深さ 土地の形質の変更の対象となる土地の所 在地 土壌市染料検治第3条第7項の拠京により、「中の栽積以上の土地の形質の変更について、次の 土地の形質の変更の着手予定Ⅱ 土地の形質の淡更の場所 特定有害物質の催 剤 有 目 物質 使 川 特 定 施設 の 表 置 場 所 - 定の規模以上の土地の形質の変更用出書 五五五五 民名 又其名 棒及び白斑巣びに 治人にあったに、 先の代表者の氏名 ⊐ <u>=</u> п

		金林
2	(0	_
(1780~174、小の代表者) が開名字のことだけがね。	2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押申することに代えて、本人(法	この月鎖の大きさは、日本産業規格A4とする。

(情勢 1 この圧凝の大きさは、日本産業以係A4とする。2 支名(法人にあっては、その代表者の収名)を記載し、担仰することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

光遊びに強人
瀬 一
+

様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項關係)

様式第六(第二十:条の二第三页、第二十三条第三页関系) |

第二条 土壌 汚染対策法施行規則 の 一 部を次のように改正する。

次 \mathcal{O} 表により、 改 正 前 欄 に 掲げる規定 \mathcal{O} 傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

規定 象規定全体を改 0 傍線 を付 Ī L た部 後欄 に掲 分の げるも ように改 \mathcal{O} め、 \mathcal{O} ように改め、 改 Ī 前 欄 及び 改 改正 正 前 後欄 欄に 掲 に対応して掲げ げ る対 象規定で改正後欄 る対 (象規定) にこ は、 当該 n に対 対

応するものを掲げて 1 ない ŧ のは、 これ · を 削 り、 改 正 後欄 に 掲げる対象規定で改正 前欄 にこれに対応

するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

(略)	(略)	(略)	(略)
下であること。		下であること。	
一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以	トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以	トリクロロエチレン
(略)	(略)	(略)	(略)
リグラム以下であること。	化合物	ミリグラム以下であること。	化合物
一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミ	カドミウム及びその	一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三	カドミウム及びその
地下水基準	特定有害物質の種類	地下水基準	特定有害物質の種類
一項関係)	別表第二(第七条第一	項関係)	別表第二(第七条第一
改正前		改正後	

化合物	カドミウム及びその	特定有害物質の種類	別表第五(第三十一条第二項関係)	(略)		トリクロロエチレン	(略)	化合物	カドミウム及びその	特定有害物質の種類	別表第四(第三十一条第一	(略)		トリクロロエチレン	(略)	化合物	カドミウム及びその	特定有害物質の種類
五ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきカドミウム四十	要件	二項関係)	(略)	ム以下であること。	検液一リットルにつき○・○一ミリグラ	(略)	○三ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつきカドミウム○・○	要件	一項関係)	(略)	以下であること。	検液一リットルにつき○・一ミリグラム	(略)	九ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつきカドミウム○・○	第二溶出量基準
化合物	カドミウム及びその	特定有害物質の種類	別表第五(第三十一条第	(略)		トリクロロエチレン	(略)	化合物	カドミウム及びその	特定有害物質の種類	別表第四(第三十一条第	(略)		トリクロロエチレン	(略)	化合物	カドミウム及びその	特定有害物質の種類
十ミリグラム以下であること。	土壌一キログラムにつきカドミウム百五	要件	条第二項関係)	(略)	山以下であること。	検液一リッ	(略)	一ミリグラム以下であること。	検液一リットルにつきカドミウム○		条第一項関係)	(略)	以下であること。	検液一リットルにつき○・三ミリグラム	(略)	ミリグラム以下であること。	検液一リッ	第二溶出量基準

(略) 略 略) 略

附則

(施行期日)

第一 条 この 省令 (以 下 改 正省令」という。 は、 公布の 日から施行する。 ただし、 第二条の

規定は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正省令第二条の規 定 の施行前に土壌汚染対策法 (以下「法」という。) 第三条第一 項

 \mathcal{O} 有 害物質使用 特定: 施 設 \mathcal{O} 廃 止をした者 (同項ただし書の 確認を受けてい る場合であっ て、 改

正 省 令第二条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 施 行 後に法第三条第六項 \mathcal{O} 規 定によ ŋ 当 該 確 認 を取 り消され、 又は 同 条

第 八 項 \mathcal{O} 規 定に よる 命令を受けた者を除く。 第四 [条第二] 項 \mathcal{O} 届 出 を L た者、 第四 条 第三 項

若 しくは第五条第 項 の命令を受けた者又は第十 . 四 1条第 項 0 申 . 請 をし た者に係 る改 正省令に

よる 改 正前 \mathcal{O} 土 壤 汚 · 染 対 : 策 法 施 行 規 則 第七 条第 項 \mathcal{O} 地 下 水 基 準、 第九 条 第一 項 第二 号 \mathcal{O} 第二

溶 出 量 基 準、 第三十 _ 条 第 項 \mathcal{O} 土 壌 溶 出 量 基 潍 及 び 第三十 条 第 二項 \mathcal{O} 土 壤 含 有 量 基 準 \mathcal{O} 適

用については、なお従前の例による。

2 改 正 省 令 第二 条 \mathcal{O} 施 行 前 に 法 第 七 条 第 項 \hat{O} 規定 に よる指示を受けた者に係る 汚染 \mathcal{O} 除 去

 \mathcal{O} 措 置 に 0 ** \ て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

3 改 正 省 令 第二 条 \mathcal{O} 施 行 前 12 土 壌 汚 染 対 策 法 施 行 規 則 第 六十 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 法 第 + 六 条

第 項 \mathcal{O} 認 定 \mathcal{O} 申 . 請 を L た 者 12 係 る 土 壌 \mathcal{O} 調 査 に 0 ١, て は、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。